

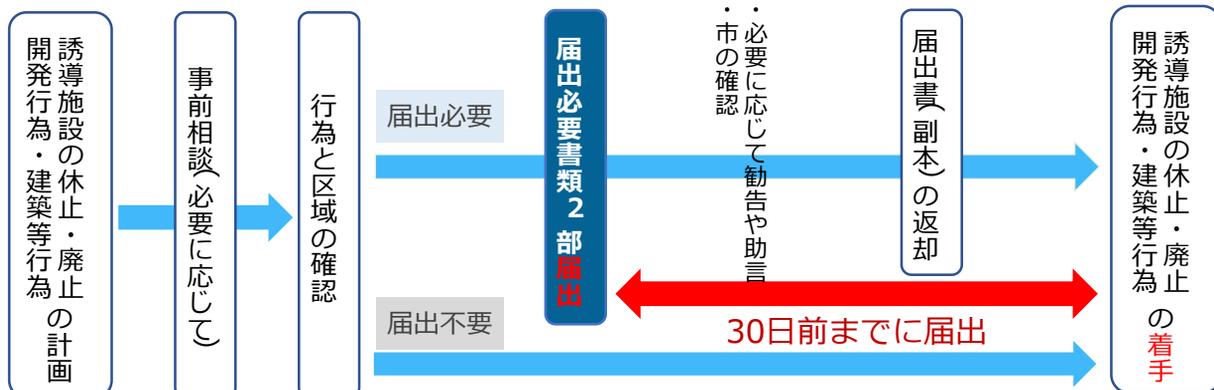
ふじみ野市立地適正化計画の届出制度について

令和7(2025)年3月31日(月)から 都市再生特別措置法に基づく届出制度が始まりました

ふじみ野市では、今後の人口減少・少子高齢化に対応したまちづくりを進めるため、立地適正化計画を令和7年3月31日に策定・公表しました。

立地適正化計画の策定により、都市再生特別措置法の規定に基づいて、都市機能誘導区域内での誘導施設の休止または廃止、都市機能誘導区域外での誘導施設の建築、居住誘導区域外での一定規模以上の開発行為などを行う場合には、行為着手の30日前までに市への届出が必要です。

(1) 届出の流れ



(2) 届出対象区域・対象行為

①住宅の開発行為及び建築等行為の届出

対象区域		居住誘導区域外	
対象行為	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 	
		<p>例 届出が必要 住宅3戸の開発行為</p>	
対象行為	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの 	
		<p>例 届出が必要 1,200㎡で住宅1戸の開発行為</p>	
	<p>例 届出は不要 900㎡で住宅2戸の開発行為</p>		
対象行為	建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> 3戸以上の住宅を新築しようとする場合、建築物を改築または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 	
		<p>例 届出が必要 住宅3戸の建築</p>	
		<p>例 届出は不要 住宅1戸の建築</p>	

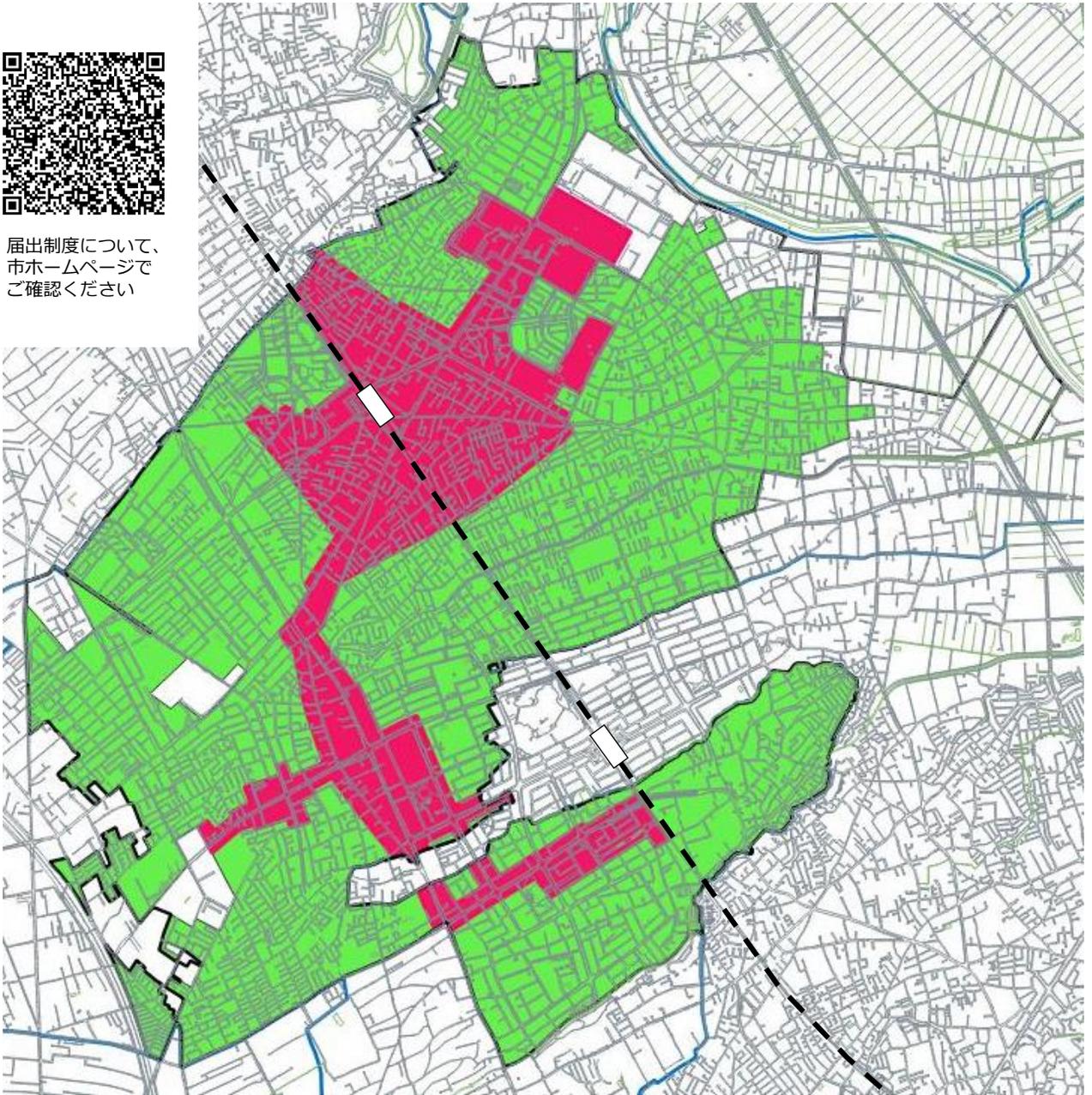
②誘導施設の開発行為、建築等行為、休止及び廃止の届出

対象区域		都市機能誘導区域外	都市機能誘導区域内
対象行為	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為 	<ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を休止する場合 誘導施設を廃止する場合
	建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 建築物を改築して、誘導施設を有する建築物とする場合 建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合 	

対象区域（都市機能誘導区域・居住誘導区域）



届出制度について、
市ホームページで
ご確認ください



- 凡例
- 都市機能誘導区域
 - 居住誘導区域
 - 市街化区域

・都市機能誘導区域、居住誘導区域の詳細は、ふじみ野市都市計画課窓口
でご確認ください。

対象となる施設（誘導施設）

機能	施設
行政機能	市役所本庁舎
	総合支所、出張所
商業機能	大規模小売店舗 (店舗床面積3,000㎡超、複合含)
教育・文化 機能	文化系施設
	図書館・図書室
	資料館